

審判員が理解することは当然であるが、試合者・関係者・係員に対して指導し、感染予防対策の周知徹底を図る。

5 総合的指示

- (1) 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら、大会毎に大会実施要項に定める。
- (2) 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
- (3) 選手（試合をしていない待機中の者）は、常時、マスクとフェイスシールドを着装する。
- (4) 選手は、試合をする場合、マスクを着用するとともに面シールド（面金に着装）の使用も義務づける。
マスクを着用する際は、鼻出しは禁止とし、鼻と口を全て隠し、正しく着装する。
- (5) 役員、係員は、常時、マスクとフェイスシールドを着装する。

6 試合者（選手）への指導事項

- (1) 試合者は、基本的に鏢競り合いをしない。接触したら技を出す。
- (2) 接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技（発声を含む）を積極的に出す。
- (3) やむを得ず鏢競り合いとなった場合は掛け声は出さず、技が出ない場合には、ただちに積極的に分かれる。
- (4) 試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
- (5) 試合者は、分かれる場合は主審の「分かれ」の宣告、あるいは試合者双方で分かれる場合にかかわらず、**鏢先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。**
- (6) 分かれる場合は**鏢先を開いたり、下げて分かれぬい。**
- (7) 分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。
※ 例として日本剣道形の四本目（双方同じ気位で互いの鏢を削るようにして、自然に相中断となる）を意識して分かれると緊張感が途切れることなく試合が引き締まる。
- (8) 相互が分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は、技を出しても有効打突とはしない。

また、**一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突した場合や分かれようが見せかけて打突する行爲は反則を適用する場合がある。**

同様に**分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「裏交差」をしない。**（審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する）

7 審判員